

# 第4回産業動物・家畜共済委員会の会議概要

## (産業動物臨床部会常設委員会)

**I 日時** 平成18年10月6日(金) 13:30～16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

#### 【委員】

麻生 哲 (日本獣医師会理事・大分県獣医師会会長 (麻生獣医科院長))  
稲庭政則 (群馬県獣医師会会長 (いなにわ動物クリニック院長))  
近藤信雄 (日本獣医師会理事・岐阜県獣医師会会長 (近藤獣医科医院院長))  
種村高一 (茨城県獣医師会 (種村獣医科医院院長))  
中野 進 (兵庫県獣医師会 (兵庫県農業共済組合連合会専務理事))  
那須正信 (愛媛県獣医師会理事 (愛媛県農業共済組合連合会家畜課長))  
濱名張彦 (北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会家畜部長))  
三野營治郎 (三重県獣医師会会長 (ファミリー動物病院みの院長))  
横尾 彰 (日本獣医師会理事 (全国農業共済協会家畜共済総合対策室長))

**(欠席委員)** 穴見盛雄 (熊本県獣医師会会長 (穴見獣医科医院院長))

小比類巻志朗 (青森県獣医師会 (小比類巻家畜診療サービス会長))  
酒井淳一 (山形県獣医師会 (山形県農業共済組合連合会第2事業部長))  
清水 清 (愛知県獣医師会 (清水獣医科医院院長))

#### 【農林水産省】

小倉弘明 (消費・安全局動物衛生課国内防疫調整官)  
相田善勝 (消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)  
平山雅通 (経営局保険監理官補佐)

**【本会】** 藏内勇夫 (副会長)、大森伸男 (専務理事) ほか

### IV 議 事

- 1 第3回産業動物・家畜共済委員会の協議結果 (説明)
- 2 白血病対策の現状と課題 (協議)
- 3 動物用医薬品指示書交付の手引 (仮称) の策定 (協議)
- 4 産業動物・家畜共済委員会報告の取りまとめ (協議)
- 5 その他

### V 会議概要

近藤委員長(産業動物臨床部会長)から、①本日は、農林水産省から、協議事項である牛白血病対策の現状と対策等について説明いただく他、2名の担当官に出席願ひ、本委員会の検討内容等についても意見を頂戴することとした、②産業動物臨床

獣医師は、日常の診療業務に真摯に取り組む他、先に施行されたポジティブリスト制度に基づく農家指導等、我が国畜産業の健全育成と、国民の健康保持のため、食の安全・安心に努めて社会に貢献している。獣医師の社会評価を高め、さらには産業動物医療に関する課題解決のためにも、今後とも、積極的に対応していきたい旨挨拶があった。

## 1 第3回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（説明）

事務局から、第3回委員会の会議概要が報告され、その中で、第3回委員会においては、中小家畜動物臨床小委員会の設置についての説明の後、ポジティブリスト制度の導入に伴う動物用医薬品の適正使用対策について、農林水産省担当官から説明及び質疑応答が行われた。次に委員会検討テーマである「産業動物診療獣医師の確保対策」について、前回委員会での意見を踏まえ、委員長及び副委員長が取りまとめた報告書案が説明された後、意見交換がなされた。報告書案については、委員から意見の提出を求め、再度委員長及び副委員長で整理し、次の会議で最終取りまとめを行うこと、また、中小家畜動物臨床小委員会については年度内に3回程度開催して取りまとめを行うこととされた旨説明がなされた。

## 2 白血病対策の現状と課題（協議）

(1) 農林水産省消費・安全局動物衛生課 小倉弘明国内防疫調整官から「白血病対策の現状と課題」について大要次のとおり説明が行われた。

ア 牛白血病とは

牛白血病ウイルスが原因、牛、水牛が感受性動物であり、感染牛の5%程度が症状を示すといわれている。伝播は、ウイルスの粒子そのものでなく、感染したリンパ球を吸血昆虫が媒介することにより、また注射針や検査用手袋等に付着して感染するもので、寒天ゲル内沈降検査、ウイルス分離検査により診断する。

イ 牛白血病の発生状況

平成10年に届出伝染病に指定されて以降、特に最近では、発生頭数は増加傾向にある。理由としては、平成16年から実施された、BSEの死亡牛検査により、死亡牛は家畜保健衛生所若しくはと畜場を必ず経由することとなったため、従来より疾病の発見率が上がり、それが数字として現れたことも一因と推察されるが状況を良く見極めたい。

ウ 主な防疫対応（家畜防疫対策要綱）

(ア) 継続発生地域や、抗体陽性が多数確認されている地域での検査

(イ) 吸血昆虫（アブ等）の駆除

(ウ) 抗体陽性牛の放牧取りやめ、分離放牧

(エ) 抗体陽性牛の区分飼育、搾乳順の配慮、子牛の母牛からの隔離、搾乳生乳の哺育使用禁止

(オ) 抗体陽性牛の早期淘汰

エ 牛白血病研究の推進状況（動物衛生研究所等を実施機関とする農林水産研究高度化事業）

- (ア) 感染の早期診断や子牛段階でも使用できる高精度診断技術の開発
- (イ) 大量検査に対応できる低コスト簡易診断技術の開発
- (ウ) 感染拡大防止と農場清浄化のための衛生的な飼養管理技術の開発

(2) 以上の説明に対して、大要次のとおり意見交換が行われた。

- ア 白血病という病名が不安感を募らせ、人へ感染すると誤解する者も多いが、BSEの「狂牛病」とは異なり、学術面からも正しい命名である。人への感染はないこと等について、一般へ正しい知識の啓発が必要である。
- イ 現場では、本病の実際の感染率は、相当高いという見解である。BSEの発生当初、社会不安が募ったが、本病については、事前に対策を講じておく必要がある。
- ウ 本病の対策としては、早期淘汰が清浄化への近道であるが、現在、淘汰の基準は家畜共済の制度上の問題から、疾病が進行し、症状が出るまで淘汰が困難である。農家からは発病前に対応を依頼されるが、現場では淘汰できない状況にある。
- エ 九州では抗体を調べるとかなり高い確率で陽性反応が出ており、各県水面下で調査している旨仄聞した。検査で陽性となった牛は安価で売買されるため、農家から検査を断られる状況がある。一度、陽性反応が出た農家は、汚染しているとの風評を受け、深刻な状況となる。
- オ 農家が危機意識をもっていれば、早期に淘汰が可能である。農家の牛群全体の陽性率が上がってから、数年して症状が出るので、陽性反応が出た段階で農家には行政が積極的に指導することが必要である。
- カ 関東一円の農場で、北海道から導入した乳牛が原因でヨーネ病が蔓延したことがあり、このような事態を二度と繰り返さないように家畜の移動に際しての慎重な取扱いと、陽性牛の早期淘汰等の行政指導を徹底する必要がある。
- キ 過去にフリーストールで飼育牛の1頭が感染したが、同居牛の感染はなかった事例もあり、伝播経路の特定が難しい。
- ク 近年新しい知見はないが、初乳の扱い等、人的原因による感染が多いように思われる。行政では、ヨーネ病と同様、本病の清浄化による経済効率を考慮すると、全頭感染しても発症は5%であるなら、全頭へのワクチン接種は経済的でないと考え、ワクチンの開発等は見合わせているが、農家はワクチンが有効な手段と考えている。
- ケ 経済的被害等を考慮すると、ワクチン等の本病対策に国が補助を行うことは難しい。
- コ 農家では、抗体検査の結果、陽性となった際、牛が出荷できなくなるため、検査を望まないのが現状である。また、ポジティブリスト制度により医薬品の投与にも二の足を踏んでいる。近年は、北海道から乳牛を購入したくても高価で叶わず、若い人が育成を試みるものの、技術を習得するのに5、6年を要し、設備投資も必要となるため、大変苦慮している。患畜となった乳牛からも、生乳に影響ないギリギリの段階まで、搾乳される。このような状況下では、獣医師も、経済効率を優先して、どの段階で診療を中止するか、常に考えておく必要がある。今後は、農林水産省で疾病が発生したときの対応マニュアルを作成し、都道府県の家

畜保健衛生所からの農家へ積極的な指導等とともに、獣医師が畜産農家へ明確に説明でき、早期に淘汰できる体制を整備願いたい。

サ ラジオの健康相談で小児科医が乳牛は、白血病がうつるから注意が必要だと明言し、牛乳を飲むと骨粗しょう症になると言った医師もあり、我々が一般の人に白血病は人にうつらないこと等、正しい情報を提供すべきである。

### 3 動物用医薬品指示書交付の手引（仮称）の策定（協議）

(1) 事務局から、前委員会からも動物用医薬品指示書の適正流通、使用の観点から検討を重ね、4枚指示書の作成に至ったが、さらに、今回、指示書の適正交付の一助となるよう手引を作成し、診療獣医師に配布等する予定である旨説明した。

(2) 以上の説明に対して、大要次のとおり意見交換が行われた。

ア 獣医師の医薬品の特例使用については、県の家畜衛生班へ、肉用牛の医薬品を搾乳牛で特例使用する旨問い合わせた際、慎重な使用を依頼されただけで、休業期間を明示するための知見がないため、明確な指導がなされない。このような状況においては、産業動物医療に関しては畜産物に対する獣医師の責任が問われることとなるため、獣医師の特例を認めない方向も考慮すべきではないか。

イ 特例の使用に際しては、大学等の薬理の専門家と相談して対応することも可能であり、獣医師が自らの権利を放棄する必要はない。将来のことも考慮し、道は開いておくべきである。

ウ 薬事監視体制の強化として、4枚指示書を発行したものの、現状では、各県の対応に温度差があり、手引の発行により動物用医薬品の適正流通、使用に関する行政の指導が後退することのないような対応を望む。

エ 現在、形骸化しつつある指示書について、獣医師が診断した場合に限り発行するという原点に立ち返り、自らが襟を正すためにも手引の作成は必要である。

オ 指示書については、各都道府県での対応が異なり、また、ポジティブリスト制度についても、農家は衛生面での対応に追われる等、現場では制度の導入を問題視する状況にもある。

カ 手引は、獣医師が食の安全・安心確保に関する職務を果たすための一助となるものであり、ポジティブリスト制度の施行に伴って手引により指示書の適正発行を促すことは時宜にかなっている。

キ 養豚、養鶏現場では、家畜を診療せずに指示書が発行され、直接、製薬メーカーが農家へ医薬品を納入している状況にある。現状では、獣医師が知識不足のため、メーカーの対応の後手に回っているが、本手引に基づき、獣医師が医薬品についても十分学んで、農家指導できるよう、期待したい。

ク 若い産業動物臨床獣医師が、要指示医薬品の適正使用のため、指示書を適正に発行することの重要性を理解し、家畜の健康を守ることは我々の責務であることを自覚してほしい。

ケ 現状の各都道府県における4枚指示書の取扱いが、全国で統一された時点で、手引書を発行することが最も効果的に活用されることと思われ、その上で行政と協力して薬事監視体制がしっかりと構築される必要がある。

- コ ポジティブリスト制度が施行されたにもかかわらず、現状のように獣医師の診療なしに医薬品が投与されている事実を消費者が知れば市場は混乱する。手引は、必要不可欠であり、獣医師が自身を省み、行政もこれに協力するよう体制作りに努める必要がある。このように獣医師が食の安全・安心のために、努力していることを消費者が理解すれば、処遇改善にもつながる。
- サ 獣医師が診療を行わず、指示書を交付することは、獣医師法違反である。行政は指導対応までだが、診療簿等を証拠として、警察には積極的に獣医師法、薬事法の違反で取り締ってもらいたい。
- シ 本件については、事務局と調整の上、素案を作成し、委員に送付して内容とともに、活用方法についても意見をいただき、年内を目処に産業動物臨床部会の責任の下、理事会へ提出する。

#### 4 産業動物診療獣医師の確保対策（協議）

- (1) 検討報告書案（産業動物診療獣医師の確保対策について）が読み上げられ、その内容について協議が行われた。大要は次のとおり。
  - ア はじめに
    - (ア) ポジティブリストの記載は、すでに施行されているので過去形とする。
    - (イ) この部分は長すぎるので、短くまとめることとする。
  - イ 産業動物診療獣医師の需給
    - (ア) 畜産資源の現状と今後の動向
      - a 「ア」については、文書を整理し、「... は減少していく中で一戸当たりの頭数は増加しているものの、...」等とする。
      - b 「イ」の文中、「また、開業獣医師においても... 要求されている。」の記載は、現実と異なる事例もあり、削除する。
    - (イ) 産業動物診療施設及び産業動物診療施設の現状記載のとおりとする。
    - (ウ) 今後見込まれる産業動物診療獣医師の需給記載のとおりとする。
  - ウ 産業動物診療獣医師の養成
    - (ア) 産業動物診療獣医師の養成の現状
      - a 文中にある「不十分」の記載については、「十分でない」等に改める。
      - b 「イ」と「ウ」は一つに取りまとめる。
    - (イ) 産業動物診療獣医師の養成のための方策記載のとおりとする。
  - エ 産業動物診療獣医師の就業の推進
    - (ア) 産業動物臨床獣医師を募集する側と応募する側の現状
      - 「イ」の文中、「最近の若者の特性として労働に対して消極的であり」、「少子化の影響（ふるさと帰省希望）」、「女性獣医師の増加」の記載については、事実と異なる事例もあることから削除し、「... のギャップから来る失望等から産業動物臨床を希望、定着する...」とする。

(イ) 産業動物臨床獣医師の就業の推進  
記載のとおりとする。

(ウ) 提言

就業情報のデータ・ベースシステム化において、行政、特定団体への要請による機関創設は現実的でないため、「この制度実現のため、… 取組むことを提言する。」の記載は、特定の要請先等は記載せず、今後、このような仕組みが必要である旨に改める。

オ 家畜共済事業の運営と産業動物獣医師

(ア) 家畜共済事業の現状  
記載のとおりとする。

(イ) 家畜診療所の現状

「イ」の文中、「ボランティアの仕事が増え、直接の診療以外に収入がないため」の記載は、誤解を生じるため、「収入の伴わない仕事が増えているため」と改める。

(ウ) 家畜共済制度における産業動物獣医師の収入の確保

「イ」の文中、「さらに、農家に対する… 検討すべきである。」については、獣医師による積極的な収入の確保の必要性等に鑑み、削除する。

(エ) 提言

a (2) の「全国に拠点研修所を設立する… の助成が大切である。」の記載については、現実性にかけることから、「産業動物臨床研修施設を拡充強化する必要がある」と改める。

b (3) の「獣医師の診療は… に要望されたい。」の記載は、自由診療に反するため、削除し、「ア」の文章の旨を記載する

カ 産業動物診療獣医師の処遇改善

(ア) 産業動物診療獣医師の処遇等の現状

a 「イ」の「公務員獣医師の初任給から算出した」については、本俸と誤解を生むこともあり、正確な表現を記載する必要がある。

b 「ウ」の「獣医師雇い上げ手当て」と「家畜診療点数表」については、異なった内容であることから個々に記載する。

キ その他

(ア) これまでの会議の経過を「委員会における検討の経緯等」として「はじめに」の次に挿入する。

(イ) 各項目の「提言」については、集約して「おわりに」の前に項目を起こして、挿入する。

## IV まとめ

1 近藤委員長から、以下のとおり確認された。

① 報告書については、本日の議論を踏まえ、委員長、副委員長及び事務局で取りまとめ、各委員へ送付して了承を得た上で成案とし、理事会へ報告する。

- ② 動物用医薬品指示書交付の手引については、委員長、副委員長及び事務局で取りまとめ、年内を目途に各委員へ送付し、確認、了承を得て成案とする。
- 2 藏内副会長から、ご多忙の中、農水省担当官に臨席いただき、厚くお礼申し上げます。報告書については、理事会で検討させていただき、本会の他、日本獣医師政治連盟を通じて要請機関へ働きかける予定であり、委員各位におかれては、これまでの熱心な議論に改めてお礼申し上げます旨挨拶がなされた。